

# 広報 なかのしま

2月号 南蒲原郡中之島村役場



編集と発行・中之島村役場企画課



## 鬼はそと 福はうち



### 人口のうごき

—2月1日現在—

( ) 内は1月1日との比較
人口 11,395人 (-3)
男 5,567人 (-4)
女 5,828人 (+1)
世帯数 2,181人 (-)

今月の納税 ▼ 固定資産税(第4期分) ▼ 国民健康保険(第6期分) ▼ 保育料2月分

### 村議選挙 立候補予定者説明会

昭和50年4月27日執行予定の中之島村議会議員一般選挙(4月30日任期満了)における立候補届出要領、選挙運動の内容等について説明会を開催します。

立候補を予定している人は、ご出席ください。

日時 3月7日午後1時~  
場所 役場・三階和室

中之島村議会議員  
一般選挙日程

告示 4月20日  
投票日 4月27日(日)

### 子供の名前と出生届

みなさん、可愛い子供の出生届はお済みでしょうか。子供さんが生まれると、十四日以内に出生届を役場にしなければなりません。届け出がないとその子供さんは、いつまでも戸籍にのらないで、入学、就職、結婚などの場合にいろいろ困ることがあります。

### 出生届と名前



子供の名前は、片かな、平かな(変体がなを除く)当用漢字(人名用漢字を含む)を用いなければなりません。漢字の読み方は「高」という字を「ひくい」と読むよいうなあり得ない読み方をしない限り、音、訓、または「字義」つまりその字の持っている意味によってもよろしいのですが、

その名前が一生用いられるのですから、誰もが呼びやすい、そして書きやすい名前をつけてやるのが「親のつとめ」といえます。子供さんが生まれたら忘れないうで、十四日以内に出生届を届け書の用紙は役場に備えつけておいてください。立ち合ったお医者さんまたは助産婦さんから出生証明をしてもらったうえ、届け出人(ふつうはお父さん)が必要事項を記入して役場の窓口で提出すればよいわけです。もし、命名や届け出をするについてわからないことがありましたら、戸籍係の窓口で遠慮なくおたずねください。



### 書き損じは 交換できます

はがき・ミニレター

郵便はがき・ミニレターを書き損じたり、汚したり、一部を破ったり、印刷を誤ったりしたものは、新しい郵便はがき・ミニレターと交換できます。ただし、料額印面(料金を表示している部分)を汚したり、傷つけたりしたものは交換できません。一枚の交換手数料はつぎのとおりです。



### 表面は 半分まで

はがきの表面(住所やあて名を記載する面)にも通信文を書くことができます。表面に書ける範囲は、たて書きの場合には下部の半分以内、よこ書きの場合には、左側半分以内となっています。この範囲を超えますと、料金が手紙なみになりますからご注意ください。

### 第1回 村民作品展開催

2/21(金)~2/25(火)  
午前9時~  
午後4時30分  
(最終日は午前中)  
於・村公民館

書道、日本画、洋画、写真と種目も多く、出品作品も豊富に展示されみなさんのおいでをおまちしています。

また、22日と23日には「映画のつどい」を行い、老若男女どなたにも親で楽しい映画を放映します。

### 映画のつどい

22日 午後1時~3時  
23日 午前10時~12時  
午後1時~3時

### 河内幸一郎氏の

(日本農民文学会会員)  
「ゆとりある生活を送るために」  
講演会

日時 2月23日(日)  
午後1時~4時  
場所 村公民館  
(2階大広間)  
主催 村農青サークル

### 第12回 村青年団芸能大会

日時 2月23日(日)  
午前8時から  
上通小学校  
会場 入場料 大人、小人とも  
200円  
(前売り100円)

中之島村総合計画

# 目で見える 中之島村の将来計画

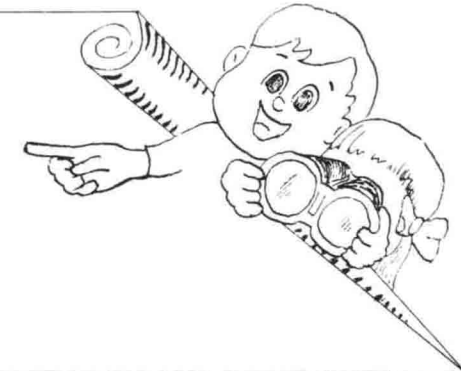
この総合計画は、昭和60年までの中之島村の進むべき大綱を示した「基本構想」とその構想を実現するための具体的施策を示す「基本計画」と「実施計画」からなっています。  
この計画期間は  
基本構想 目標年次 昭和60年

基本計画 昭和49年  
～昭和55年

実施計画 昭和49年(初年度)  
～昭和51年

となっており、実施計画は基本計画で定められた事業の年次

計画で、毎年向う3か年の計画を定め、ローリング方式によって計画事業を進めるものです。  
下に掲げてあるものは、昭和49年度から55年度までに計画している根幹となる事業です。その総事業費は29億8,748万5千円を予定しています。



## 基礎条件整備事業

8億9382万7千円

▶ 役場施設拡張整備事業

駐車場



▶ 交通安全施設整備事業

道路照明  
カーブミラー  
各種道路標式など



▼ 防火水槽整備事業

防火水槽  
(40t級)  
7槽



▶ 可搬式ポンプ整備事業

可搬式ポンプ(更新)  
15台



▼ 村道整備事業

1級村道  
2級村道  
その他道路



▼ 除雪機械整備事業

グレーダーGD30 1台  
除雪ドーザー(ロータリー付) 1台



▲ 都市計画街路整備事業

改良 W=16.0M  
L=1072.3M  
舗装 W=16.0M  
L=609.0M



## 住民生活の安定および向上

18億6121万2千円



▲ 小学校プール建設事業

小学校プール建設  
25.0m×16.0m 3か所

▼ 信条小学校改築事業

校舎  
鉄筋コンクリート造2階建  
1,758㎡



▶ 義務教育施設整備事業  
小学校統合校舎建設事業

校舎 鉄筋コンクリート造3階建  
4,707㎡  
屋体 鉄骨造平屋建  
1,500㎡  
用地 30,630㎡



◀ 都市下水道整備事業

中央都市下水道  
L=2,142.7M  
支線  
L=380.0M

## 産業の振興

2億3244万6千円



▲ 農道基盤整備事業

一般農道整備事業  
中野地区  
横山地区

▼ 公園建設事業

児童公園建設事業  
3か所  
歴史公園建設事業  
1か所



根幹事業計画表(49～55年度)

根幹事業計画表(49～55年度)



# 中之島村・中野・北条の4農協が合併

## 2月10日役場で 予備契約に調印



農協合併推進協議会では、昭和四十七年以来検討を重ねていた農協合併について、去る、一月二十四日の会議において、中之島村、中条、中野、北部の4農協を合併することに合意しました。

そこで、この合併に伴う予備契約調印式を二月十日役場において、関係4農協組合長が、村長立合いのもとで合併予備契約書に調印を行い、この契約にもとづいて、二十三日に各組合とも合併議決の臨時総会を開催し、正式に決定します。

### 合併の基本事項

1. 合併の方法  
新設(対等)合併。4農協は合併と同時に解散する。
2. 新組合の名称  
中之島村農業協同組合
3. 新組合の事務所  
主たる事務所(本所)は大字中之島におき、従たる事務所は従来組合の所在地におく。
4. 組合員資格  
正組合員、準組合員、いずれも従来どおり
5. 役員  
役員の数  
理事19名 監事4名 総代会において選任する。
6. 総代会  
総代の定数 500名 選挙

7. 事業年度  
で選出する。  
毎年3月1日から翌年2月末日までとする。



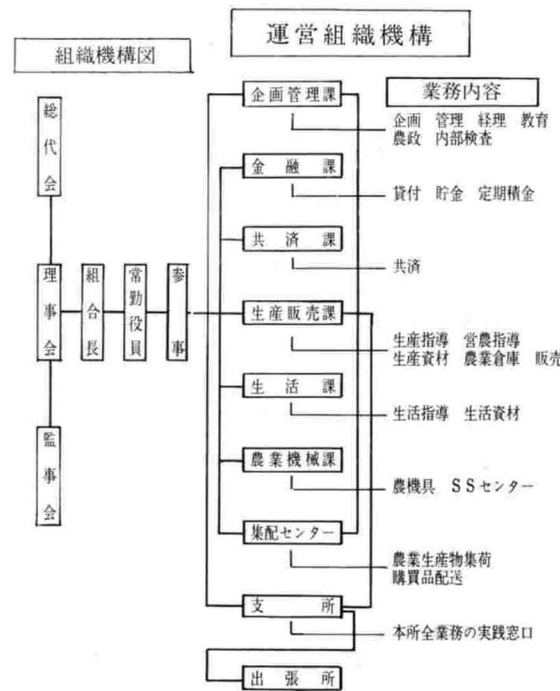
### 合併の申し合わせ事項

#### 1. 役員地区別選任数

役員	地区	中之島村	中条	中野	北部	計
理事		7	3	4	5	19
監事		1	1	1	1	4

#### 2. 総代の地区別選任数

地区	中之島村	中条	中野	北部	計
総代数	190	80	100	130	500



## ゆとりある豊かな農村をめざして

### 村農青サークルのアンケート調査から

週休二日制と言われる時代にこんなにも、肉体も精神もすり減らしてまで働かなければ、我々の生活は確保できないのだろうか。もつとゆとりのある生活がしたい。



その場、その場をきり抜けていくような生活は我々には、耐えきれない。我々は農村の良さを教えられ、魅せられて後継者と呼ばれる立場となった。

しかし、我々の子供たちにはどうやって、この農村に引き止めればよいのだろうか。哀願などはしたくない。実際の姿を見せてやらなければならぬ。

みんなが求めているのは、もつと静かでゆとりのある農村なのではないだろうか。

このアンケート調査は、昨年の八月初めに村内から無作為に一、〇〇〇名を抽出し、配布したもので、回収率は二三・五%とやや低めではあったが、しかし、現在の農業を改善していくとする青年の前向きな姿勢は立派なものである。また、現状の農業を知る基礎資料としても貴重なアンケートであろう。

アンケート内容は、「ゆとりある豊かな農村をめざして」というテーマのもとに、つぎの7項目について聞いたものです。

1. ゆとりに対する観念的な見方
2. 生活と趣味に関するもの
3. 職業感に関するもの
4. 兼業に関するもの
5. 米価に関するもの
6. 収入支出に関するもの
7. 家庭の主婦に向けた、生活に関するいろいろなもの

### 金とひまがあり、精神的にも安定が……ゆとり

問 「ゆとり」というと何を連想するか

各人の受け取り方、考え方が千差万別であり、単純には分類できないが、その中で、精神的な面と経済的な面の充足がゆとりにつながる、という点が大勢を占めていた。

しかし、これは相対的にみたらという大前提があり、二つのうちどちらかが満足されればゆとりがある、ということではもちろんない。

回答にもあったが、金もありひまもあり、精神的にも安定した状態が初めてゆとりが生じる、というのが共通した考えであると思う。



問 時間に追われていると思いませんか。

若い世代、二十代の人でも約五十%強が追われていると答えている。

働きざかりで、家庭内でも社会的にも重要な人がやはり、一番時間に追われていて六十%を示している。

しかし、その反面、「時間を大切にしていますか」の問いでは、若い世代の四十%が大切にしているといと答えている。

問 生活時間にゆとりがありますか。

「はい」と答えた人が、三十代ではわずかに五%、四十代でも二十二%でしかない。

いかにゆとりがわからないかわかる。また、全体を通して三十代、四十代は何につけても負担がかかっているようである。

問 生きていると感ずる時がありますか。

全体で六十四%が「はい」と答えているのは、まあまあだろう。(無答が二十二%あるため)しかし、若い人で「いいえ」と答えている人が約十五%もいる。

現代ふに、ただなんとなく生きているという答えなのか、それとも危険な数値なのだろうか。

**※無鉛ガソリンの生産・販売時期**

二月一日から無鉛レギュラーガソリンの生産が始められ、発売は二月上旬以降から各ガソリンスタンドで開始されています。したがって、二月上旬以降のガソリン販売は、

- 有鉛ガソリン
- 無鉛ガソリン

の二本立て給油となっています。

鉛による環境汚染防止対策の一環として、一般に広く使用されているレギュラーガソリンが、二月一日から無鉛ガソリンに切り替えられたことは、テレビやラジオなどですでにご存知のことだと思います。

そこで、この無鉛化に関する疑問、交通安全対策の面で重要な点などをお知らせします。

# ガソリン無鉛化

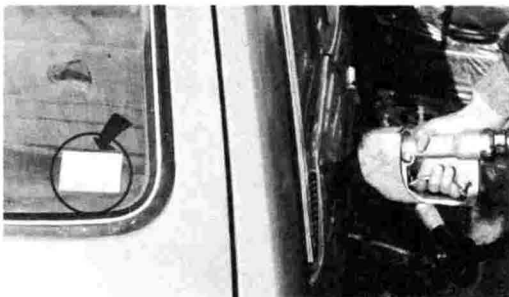
## 給油方法に気をつけて

**※無鉛ガソリン使用のエンジン対策**

ガソリンに添加されている鉛は、オクタン価を大きくするだけでなく排気弁座の磨耗を起さない効果をもっており、これまでの車（未対策車）はそれを前提に排気弁座が設計されてきました。したがって、これからは次の点に注意してください。

**※無鉛ガソリンを使用した場合**

- 排気弁座の磨耗 (現在生産している車は心配なし)
- 弁座を高級な材質に変える
- オクタン価の低下 (ラッキング)
- 点火時期をおくらせる



ステッカーは給油口のそばでよく見えるところに貼って下さい。

**※安全走行上の問題点**

昭和四十七年三月以前に生産された自動車の中には、エンジンの種類によっては、無鉛ガソリンを一定条件のもとで使用し続けると、排気弁座の異状磨耗（バルブシート・リセッション）を起し、エンジン性能を低下させたりすることがある。

とくに、長時間の高速走行や山道走行では、こうしたトラブルが発生する恐れがあるといわれています。これが、いわゆる未対策車と呼ばれる車で四十九年九月末で、全国に九百万台もあります。（四十七年四月以降に生産された自動車エンジンは無鉛ガソリンだけでもよい。）

### ※無鉛化に伴う給油方法

ステッカー	車・機種	給油方法	備考
無鉛	触媒装置付車 既対策車	無鉛レギュラー	(注) ①未対策レギュラー乗用車が給油する場合は「高速路長時間走行」であるかどうかは、原則として使用車が申告する。 ②2輪車および2サイクル車(機)が給油する場合は、無鉛レギュラーである。 ③お手持ちの農林業機械のうち、2条植田植機以外の4サイクルガソリンエンジンを動力源とする耕運機、ティラー、4条植田植機バインダー、防除機、集材機、土場積込機等については、無鉛ガソリンのみを使用しますと、排気弁座が急速に磨耗し、はなはだしい場合はエンジンが停止(エンスト)します。 ④このため、この種の農林業機械については、無鉛化されたレギュラーガソリン2に対し、有鉛プレミアムガソリンを、おおむね1の割合で混合して使用することが必要です。
高速有鉛	未対策レギュラー乗用車	①通常走行時は無鉛レギュラー ②高速路長時間走行及び山道走行等は有鉛プレミアムが5割以上の割合になる給油	
混合	未対策トラック・バス	有鉛プレミアムが5割以上の割合となるような給油	
有鉛	プレミアム仕様乗用車	有鉛プレミアム	
ステッカーあり(様式未定)	対策済みの農機等	無鉛レギュラー	⑤車種とステッカーが明らかに異なる車。
ステッカーなし	未対策農機等	有鉛プレミアムが5割以上の割合となるような給油	

**※ドライバーの心構え**

ステッカーに合った正しい給油を受けること。

つきのような場合は「適正ステッカー」の貼り付け等を促さ

⑥車種とステッカーが明らかに異なる車。

⑦ステッカー未ちよう付の車。

⑧ステッカーと異なった油種を求める車。



# 成人病の予防は 定期検診から



**血圧測定**

高血圧は、日本人の死亡順位の上位をしめる脳卒中、心臓病、腎臓病などの原因となっています。高血圧の治療は成人病の予防からもぜひしておきたいものです。

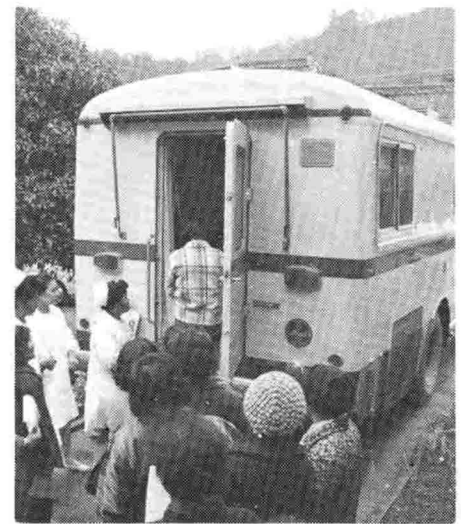
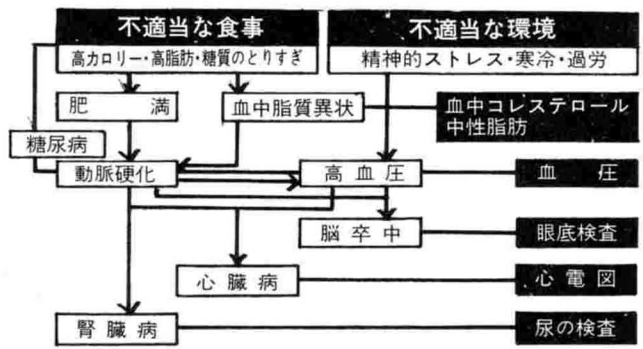
日本人の平均寿命は、医学の進歩や生活環境の向上などによって着実に伸び続けていますが、反面、成人病による死亡率も増えています。

成人病の代表的なものに、脳卒中、がん、心臓病などがありますが、これらは40歳前後から急に増えはじめ、社会的にも家庭的にも柱となる人たを襲っています。

成人病の予防には、早期発見早期治療が大切ですが、そのためにも、自覚症状がなくても年に1度は定期的に健康診断を受けるよう心がけましょう。

(村内の死亡別) 死因順位				(年齢階級別) 死因状況					
49年11月末現在				49年12月末現在					
順位	死因	47年	48年	49年	年齢	死亡	脳卒中	がん	心臓病
第1位	脳卒中		脳卒中	脳卒中	30-39才			1	
第2位	心臓病		がん	がん	40-49才	1			
第3位	がん		心臓病	心臓病	50-59才	2	1		
第4位	老衰		老衰	肺炎	60-64才	5	7	2	
第5位	自動車事故		肺炎	不慮の事故	65以上才	31	11	10	
第6位	肺炎		自動車事故	老衰					
第7位	自殺		自殺	自殺					
第8位	糖尿病		不慮の事故	肺炎					

## 成人病のおこりかた



**検診車** 集団検診での胃部や胸部などの間接写真撮影に使用され、成人病の予防に広く役立っています。

**よい耳・よい声 楽しい生活**

三月三日は耳の日で、また声の日でもあります。耳の日は、「きこえ」の大切な器官である耳を皆さんで大事にしようとする日です。私たちが毎日生活していくうえで、耳や言葉がどれほど重要なものであるかは、だれでも知っているかと思いますが、聴覚に障害をうけると思わず、意思の交換に円滑を欠くばかりでなく、テレビやラジオ等を楽しむことができず、また交通災害や労働災害などから身を守ることも、ついても困難な状態におかれることとなります。

幼児では、話しことばの獲得に大きな影響を受け、全体的な発達をはかるうえでいろいろな障害をもたらします。難聴や中耳炎はすでに幼児の頃から始まることも多いものです。

耳をもっと大切にしましょう。

耳の日(3月3日)



3月10日 から納税相談

# 所得税の確定申告を

3月15日までに

編集と発行・中之島村役場企画課

## 報 告 なかのしま 中之島村役場

### 納税相談日程

会期	場 所	中之島村 公 民 館	北部農協
3月 10日	営 業 時 間	営 業 時 間	営 業 時 間
11日	営 業 時 間	営 業 時 間	営 業 時 間
12日	営 業 時 間	営 業 時 間	営 業 時 間
13日	営 業 時 間	営 業 時 間	営 業 時 間
14日	営 業 時 間	営 業 時 間	営 業 時 間

◎各会場とも午前10時から午後四時まで  
◎当日は大変混雑しますからきめられた相談日を利用して下さい。

ことしも、所得税や事業税、村県民税などの申告時期が近づきました。これらの申告は課税の基礎となるものですから、3月15日までに必ず申告して下さい。  
なお、村では納税者の便利をはかるため、税務署、財務事務所と共同で別表のとおり納税相談を行いますのでお気軽においで下さい。  
確定申告を必要とするかまたは49年中の各種の所得金額の合計額が所得控除額（社会保険、生命保険、配偶者、扶養、基礎控除など）より多い場合は申告が必要です。  
また、確定申告を必要としないかまたは村県民税の申告が必要ですので、必要事項を記入のうえ、3月15日まで村税務課へ必ず提出して下さい。

### 確定申告に必要な書類

- ① 確定申告をするとき、申告書に添付したり、提出しなければならぬ書類は次のとおりです。あらかじめ用意して下さい。
- ② 住宅取得控除を受ける場合は、登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで家屋の工事の着手年月日を明らかにし、
- ③ 建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋は設計図などの書類やその写し）
- ④ 生命保険料控除を受ける場合は、支払った生命保険料が一契約九千円をこえるときは、その支払保険料の証明書。
- ⑤ 損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
- ⑥ 給与所得がある人は勤務先からもらった源泉徴収票。



## 有利な青色申告

### 特典

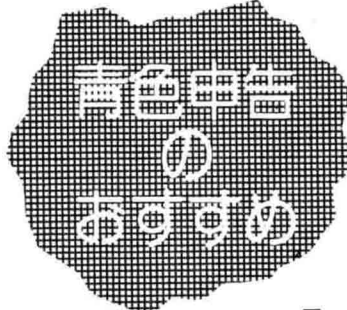
所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算して申告する。申告納税制度をたてまゝとされています。自分で所得や税額を正しく計算し、申告する青色申告の方には、いろいろ有利な取扱いをすることになっており、その特典は全部で四十四もありますが、そのうち一般に關係の深いものとして、次のようなものがあります。

**一、青色申告控除**  
青色申告をしている人については、年間一律十万円が所得金額から特別に控除されます。

**二、青色専従者給与**  
青色申告者と生計をいっしょにしている家族で、もっぱら事業に従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、必要経費になります。なお、その金額は労務の対価としてふさわしい金額で、あらかじめ、税務署に届け出た金額の範囲内とされます。

**三、貸倒引当金**  
売掛金や貸付金の合計額の五、五％までの金額を貸倒引当金勘定に繰り入れた場合には、その繰入額は必要経費になります。

**四、価格変動準備金**  
商品や製品などの値下がりによる損失に備えて、通常棚卸高の三％までの金額を価格変動準備金として積立てた場合は、その積立額は必要経費になります。



## 固定資産税 課税台帳の縦覧 3/1～3/20まで

- ◇縦覧期間 3月1日より3月20日まで（役場の執務時間中）
- ◇縦覧場所 役場税務課

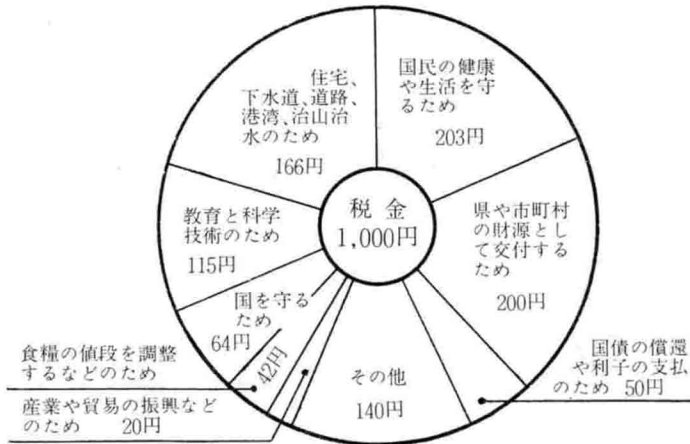
## 納期前納付で 報償金制度の利用

村税を納期前納入をすると、納期前に納付した税額の  $\frac{1}{100}$  に、納期前に係る月数を乗じて得た額の報償金が交付されますので、昭和50年度は是非当制度を利用して下さい。

尚参考までに一例をあげますと  
税目…固定資産税  
税額…100,000円  
納期内報償金額  
第1期 4月30日 25,000円  
第2期 7月31日 25,000円  $\times \frac{1}{100} \times 3$ ヶ月 = 750円  
第3期分 12月25日 25,000円  $\times \frac{1}{100} \times 8$ ヶ月 = 2,000円  
第4期 2月末日 25,000円  $\times \frac{1}{100} \times 10$ ヶ月 = 2,500円  
計 5,250円  
報償金として、5,250円が交付されます。

## 税のゆくえ

◎みなさんが納められた税金1,000円は、次のように使われています。（49年度予算）



◎国や地方公共団体では、みなさんのお子さんの教育のために、1人当たり次のようにその費用を負担しています。（47年度）



土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といいます。譲渡所得には所得税がかかります。所得税はいろいろな所得を総合して税金を計算するのが建前ですが、土地や建物の譲渡所得に対する税金は他の所得と分離して計算することになっています。譲渡所得には、長期と短期があり、税額の計算方法が異なりますが、その区分のしかたは次のとおりです。

**長期譲渡所得とは……**  
昭和43年12月31日以前から持っていた土地や建物を譲渡したときの所得です。

**短期譲渡所得とは……**  
昭和44年1月1日以後に取得した土地や建物を譲渡したときの所得です。

土地を売ったときの税金の計算方法

- 必要経費
- ①譲渡価額－(現得費＋譲渡費用)＝譲渡所得
  - ②譲渡所得－特別控除＝課税譲渡所得
  - ③課税譲渡所得×税率＝税金

- 特別控除額**
- 一般の譲渡の場合
    - 長期譲渡所得…… 100万円
    - 短期譲渡所得…… 0円
  - 特別な譲渡の場合
    - ①自分の住んでいる家とその敷地を売ったとき…… 1,700万円
    - ②取用などにより売ったとき…… 2,000万円
    - ③特定土地区画整理事業など

- に売ったとき…… 1,000万円
- ④特定住宅地造成事業などに売ったとき…… 500万円
- ⑤農地保有の合理化のために売ったとき…… 250万円

**譲渡費用**  
土地を売るために直接支出した費用で、次のようなものです。

- ①仲介手数料
- ②測量費用
- ③立退料など

**取得費**  
売った土地を買入れたときの購入代金や購入手数料です。しかし、実際の取得費がわからないときや、低額の場合は、譲渡価額の5%を取得費として計算されます。

## 譲渡所得 土地や建物を売ったときの税金

## 40万円以上は申告を

## 贈与税

贈与税は、個人から財産をもらった人に対して、そのもらった財産の価額に応じて各年ごとに税金がかかります。

●基礎控除は40万円  
贈与税は一年間に個人からもらった財産の価額の合計額が基礎控除の40万円をこえる場合にかかります。

●贈与財産が40万円以下でも贈与税がかかる場合  
49年中に20万円をこえる額の財産をもらった人が、同じ人から48年か47年にも20万円をこえる額の財産をもらった場合、3年間の贈与財産の価額を合計して贈与税を計算することになっています。いいかえると同じ人から3年間にわたって贈与を受けたと目40万円、2年目20万円、3年目20万円以下であれば贈与税はかからないことになっています。

●贈与税の申告と納税は3月15日まで  
49年中にももらった財産の価額が、基礎控除額(40万円)をこえるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。申告と納税は3月15日までです。

●贈与財産の評価  
もらった財産の価額は、財産をもらったときの時価によりますが、その評価方法は、財産の種類ごとに具体的基準が定められていますから、税務署におたずね下さい。

●贈与税の計算方法  
贈与税の計算は次の方式で行います。  
(もらった財産の価額－基礎控除額)×税率＝贈与税額



## 所得税・村民税諸控除一覧表

項目	区分年度		村民税	
	48年分	49年分	現行	改正案
基礎控除	207,500	232,500	180,000	190,000
配偶者控除	207,500	232,500	180,000	190,000
扶養控除	一般の扶養親族	155,000	220,000	140,000
	老人扶養親族	182,500	257,500	160,000
	配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人	172,500	225,000	160,000
障害者控除	一般障害者	127,500	152,500	130,000
	特別障害者	182,500	227,500	160,000
老年者・産婦・勤労学生控除	127,500	152,500	130,000	160,000
生命保険料控除	支払50,000円まで 37,500	支払100,000円まで 50,000	支払35,000円まで 27,500	支払70,000円まで 35,000
損害保険料控除	限度 10,000	限度 15,000		
白色専従者控除	192,500	275,000	192,500	275,000
障害者等の非課税限度額			500,000	600,000
給与所得控除 (所得税、村民税とも同額です。)	48年分		49年分	
	給与所得の収入金額が ①152,500円までの場合……全額 ②152,500円を超え1,152,500円までの場合……収入金額×20%+122,000円 ③1,152,500円を超え1,652,500円までの場合……収入金額×10%+274,750円 ④1,652,500円を超え2,152,500円までの場合……収入金額×9%+296,275円 ⑤2,152,500円を超え3,152,500円までの場合……収入金額×5%+422,375円 ⑥3,152,500円を超え4,152,500円までの場合……収入金額×4%+463,900円 ⑦4,152,500円を超え6,152,500円までの場合……収入金額×4%+463,900円 ⑧6,152,500円を超える場合……710,000円		給与所得の収入金額が ①437,500円までの場合……全額 ②437,500円を超え1,250,000円までの場合……収入金額×35% ③1,250,000円までの1,500,000円までの場合……収入金額×25%+150,000円 ④1,500,000円を超え3,000,000円までの場合……収入金額×16%+420,000円 ⑤3,000,000円を超え6,000,000円までの場合……収入金額×7%+960,000円 ⑥6,000,000円を超える場合……収入金額×7%+960,000円	

昭和四十九年分所得税の改正は、基礎、配偶者、扶養控除等の人的控除の引上げ、給与所得控除の抜本的拡充、税率の緩和等を中心として別表のような各種控除の引上げが行われています。

## 住宅取得控除も改正

新築住宅取得者の税負担の軽減を目的として、47年分より設けられました。住宅取得控除(取得、し居住した年以降3年間にわたって、各年分の所得税より税額控除する制度)も49年新築住宅分より、床面積165平方メートル以下のもの(従来は120平方メートル以下。)を対象とする条件の緩和と、税額控除される額の最高が2万円から3万円に引上げになりました。

この制度は申告を要件としておりますので、該当の方は忘れずに申告しましょう。

## 税金の環付申告は早めに

昭和49年分の確定申告と納税の受付は、2月17日から3月15日まで行いますが、税金の還付を受けるための確定申告は2月16日より前でも受付します。早く申告すれば税金の還付も早く受けられますので、お早めにお知らせ下さい。

▶確定申告すれば税金が還付される人。  
確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や、予定納税した税金が納め過ぎになっている人は確定申告をして税金の還付を受けることができます。特に次のような人は納め過ぎになっていないかどうかを、確かめて下さい。

- (1)源泉徴収された利子、配当などの収入が少なく、しかも、その他の所得もあまり多くない人。
- (2)給与所得者で雑損控除や医療控除、住宅取得控除などを受けられない人。
- (3)給与所得者で年の中途で退職し、その後就職せず年末調整を受けなかった人。
- (4)予定納税をしている人で、確定申告をする必要がなくなった人。